

文化財を保護し、未来へ伝えよう

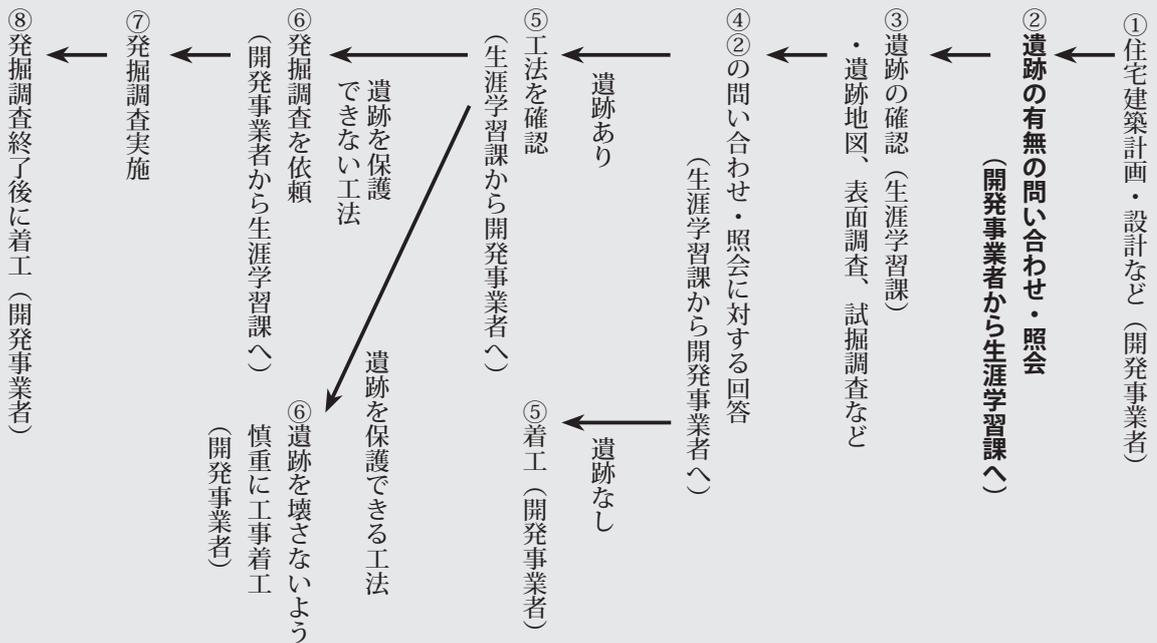
～埋蔵文化財包蔵地について（開発業者の皆さんへ）～

文化財保護法では、住宅を建設したり土木工事などを行ったりする場合、その土地が埋蔵文化財（遺跡）の包蔵地に該当する時には、**事前に届け出る必要があります。**

そのため、開発者は、住宅などを建てようとする土地

に、遺跡があるかどうかを確認する必要があります。その場合は、すみやかに教育委員会生涯学習課文化財係まで、ご連絡ください。なお、遺跡があると確認された場合は、その調査について協議が必要になります。

取り扱い手順



問 谷和原庁舎生涯学習課 ☎58
21111 (内線8213、4)

都市計画に関する公聴会を開催します

都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」（県決定）を作成するにあたり、県では公聴会を開催します。

公聴会では、原案に対して、公述人として意見を述べることであります。意見を述べることを希望する方は、提出期間内に公述申出書を提出してください。なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会は開催されません。

▼公聴会開催日時 9月22日(水) 午前10時

▼場所 竜ヶ崎工事事務所（龍ヶ崎市馴染町35）

▼提出期間・方法 9月6日

ごみの分別収集計画を策定しました

容器包装リサイクル法第8条第4項により、第6期常総地方広域市町村圏事務組合分別収集計画を策定しました。

本計画は、一般廃棄物の約5分の1を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみの最終処分量の削減を図る目的で、

市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係

（月）9月15日(水)までに郵送

（必着）または直接持参

▼提出先 県知事 橋本昌（〒310-8555 水戸市笠原町978-6 県土木部都市局都市計画課扱い）

▼公述人の決定 公述人が多数の場合、意見内容を考慮のうえ、代表者を選考

▼原案の閲覧期間・場所 9月6日(月)～9月15日(水) 県土木部都市局都市計画課または市都市計画課

問 県土木部都市局都市計画課

☎029-301-4592

谷和原庁舎都市計画課 ☎58

21111 (内線8161)

者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量化や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られることとなります。

詳しい内容につきましては、組合ホームページで9月30日(木)まで公表しています。

常総地方広域市町村圏事務組合ホームページ <http://www.jyouso-koiki.or.jp>